

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【会社名】	モリテック スチール株式会社
【英訳名】	MOLITEC STEEL CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清水正廣
【最高財務責任者の役職氏名】	該当する事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市中央区谷町六丁目18番31号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長清水正廣は、当社の財務報告に係る内部統制を整備および運用する責任を有しておりません。

財務報告に係る内部統制を整備および運用するに際し、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、当社の財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、当社の財務報告に係る内部統制は、固有の限界を有するため、その目的達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

事業年度末日である平成22年3月31日を財務報告に係る内部統制の評価の基準日といたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の実施に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

「財務報告に係る内部統制規定」に基づき、全社的な内部統制および決算・財務報告プロセス（IT含む）の整備および運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえて、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響をおよぼす統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、財務報告の信頼性におよぼす重要性の観点から、必要な範囲を評価の対象といたしました。

当該評価範囲を決定した手順、方法等については、財務報告に対する量的および質的重要性により財務報告の信頼性に重要な影響をおよぼす勘定科目を総合的に判定して、「販売」「購買」「棚卸資産」にいたる業務プロセスを評価範囲といたしました。さらに、財務報告の信頼性への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスについては、個別に評価範囲に追加いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成22年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響をおよぼす後発事象等はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。